

# 穴吹学園保護者会会則

## 第1章（総 則）

第1条 本会は、穴吹学園保護者会と称する。

## 第2章（目 的）

第2条 本会は、学生活動を積極的に支援し会員相互の交流を図ることで、学生生活をさらに有意義かつ充実させることを目的とする

第3条 本会は、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第3章（組 織）

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1号：正会員 穴吹学園在校生の保護者

2号：準会員 穴吹学園に勤務する教職員

## 第4章（役 員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 支部長 各校1名

(4) 監 事 1名

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、支部長の中から選出し、本会を総理し代表する。

(2) 副会長は、支部長の中から選出し、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 支部長は、各支部の正会員より選出し、本会会則により会務に参画する。

(4) 監事は支部長から会長が委嘱する。また、会務及び会計を監査する。

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、重任をさまたげない。

## 第5章（支部会）

第8条 本会は、各校に支部会を置く。

第9条 支部会は、在校生の保護者、教職員をもって構成する。

第10条 支部会は、毎年1回総会を開催し、支部長の選出、活動結果の報告、収支決算の報告を行う。

## 第6章（役員会）

第11条 役員会は、会長、副会長、支部長、監事をもって構成する。

第12条 役員会は、毎年1回開催し、予算の承認、活動計画の作成、会長・副会長の選出、その他必要な事項を付議決定する。

## 第7章（会 計）

第13条 本会の活動は、会費によって運営する。

第14条 本会の会計事務は、穴吹学園事務局に委託する。穴吹学園事務局は、支部会・役員会に出席する。

第 15 条 正会員の会費は、年額 7,000 円とし、学年当初の授業料とともに納入する。

2 会員は、理由の如何を問わず、会費の返還を請求することができない。

#### 第 8 章（会計年度）

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2 役員会までの年度当初予算については、会長が暫定予算を編成し、執行することができる。

#### 附則

(1) この会則は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。

(2) この会則は、平成 29 年 6 月 25 日より施行する。